

発行日:令和 7 年 2 月 28 日

担当:会員サービス課 service@niigata-cci.or.jp

〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階

URL <https://www.niigata-cci.or.jp> E-mail [office@niigata-cci.or.jp](mailto:office@niigata-cci.or.jp)

定員30名!  
先着順!

## 初めての方も大歓迎! 新たなビジネス拡大のチャンス 「令和 6 年度 第 4 回 ビジネス情報交換会」のご案内

当所では3月18日(火)に今年度4回目の「ビジネス情報交換会」を開催いたします。本会では、自社の事業PRや異業種の方と情報交換をすることにより、人脈づくりや新しいアイデアの発見、今後のビジネスの可能性が広がるチャンスのご活用いただいております。初めての方も大歓迎です! また、今回は自社商品の持ち込みが可能です! チラシやパンフレットでは伝わりきれない商品の良さを目で見てもらい確認いただける絶好のチャンスです! ※お一人で持ち運び可能なサイズの商品に限ります。



# 3.18 TUE. 14:30~17:40 受付開始 14:00~

朱鷺メッセ 3 階 中会議室 301 (新潟市中央区万代島 6-1)

### ビジネス情報交換会って?

会員事業所の皆様の情報交換・人的交流を目的とした会です。自社のPRや情報交換で、新たなビジネスチャンスの獲得が期待できます!



### 参加費

**無料** (ご参加は1事業所1名まで)

### 申込方法

下記 URL か右記 QR からお申し込みください。

<https://formsys.niigata-cci-mail.net/formsys/public/form/904>

締切 令和 7 年 3 月 10 日 (月)

※定員に達し次第締め切ります。

※キャンセルは 厳に慎んでいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

- ・参加企業の状況により、アプローチしたい業種等必ずしもご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ・参加企業が確定しましたら、事前に参加者宛に参加企業名と目的・希望する情報交換内容をご案内いたします。
- ・当日の様子を記録し、商工会議所の紹介資料として使用する場合があります (映像・印刷物等)。
- ・駐車場をご利用の場合は各自で駐車料金をご負担ください。



### スケジュール



- 14:00~ 開場
- 14:30~ 開会・オリエンテーション  
本日のスケジュールを説明します。
- 14:40~ プレゼンテーションタイム  
自社の事業PRを90秒以内でご発言ください。  
※動画撮影をさせていただきます。
- 15:30~ 情報交換タイム (20分×3回)  
グループに分かれて交流等を図ります。
- 16:50~ 名刺交換会・フリータイム  
自由に交流・情報交換を行います。
- 17:30 アンケート記入・提出  
~17:40

※当日スケジュールは参加人数等によって変更することがございます。予めご了承ください。

参加事業所へのご案内は  
3月11日頃になります。



【お問合せ】 会員サービス課 TEL: 025-290-4209 (土日祝日を除く 9:00~17:30)

## 当所主催

# 4/7(月)令和7年度 新入社員セミナーのご案内

本セミナーは、新入社員がビジネスパーソンとしての第一歩をスムーズに踏み出せるようになることを目的としています。組織で仕事をする上で欠かせない「初心」として、心構えやビジネスマナー、ビジネスコミュニケーションなどを学習してもらいますが、その中で徹底して学生と社会人との違いを自覚させ、「学生気分からの脱却」を図ります。

【日時】令和7年4月7日(月) **10:00~17:00**

※昼食はお弁当をご用意いたします。

【会場】朱鷺メッセ3階 中会議室301(新潟市中央区万代島6-1)

【講師】キャリアアドバンス 代表 岡田 美栄 氏

【定員】80名(先着順)

【受講料】会員5,000円、非会員20,000円

詳細・お申込みは下記URLかQRから

<https://www.niigata-cci.or.jp/archives/21971>

【お問合せ】経営相談課

TEL:025-290-4212(土日祝日を除く9:00~17:30)



## 景気認識について、生の声をお聞かせください！ 新規回答者募集中！早期景気観測調査へのご協力を！



当所の各種事業を構築する際の基礎資料等として活用することを目的に、皆様が「肌で感じる足元の景況感」を毎月調査しております。

皆様の「売上」「採算」「仕入単価」等についての(3段階)評価と直面している経営上の問題等(自由記述)について毎月ご回答いただいております。集計結果につきましては、毎月当所HPと会報へ掲載されます。

回答画面(デモページ)と集計結果は下記URLとQRからご確認いただけます。

• 回答画面(デモページ)

<https://es.niigata-cci-mail.net/survey/7d86341e-8e43-4b29-81ca-a0a8c3d86d95/d13e2ca6-c406-41f2-926c-b9ada8ecb31b>

• 集計結果

<https://www.niigata-cci.or.jp/economic-survey>

ご協力いただける方は右記QRか下記URLから企業登録をお願いいたします！

<https://formsys.niigata-cci-mail.net/formsys/public/form/483>

回答画面(デモページ)



集計結果



企業登録



【お問合せ】会員サービス課 TEL:025-290-4209(土日祝日を除く9:00~17:30)

## 2025年（令和7年）版 新潟県貸金関係の諸統計について

2025年（令和7年）版 新潟県貸金関係の諸統計の結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

「新潟県貸金関係の諸統計」

<https://www.niigata-cci.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/02/6317be5757db89640d51fc5640a17ef2.pdf>



【お問合せ】 経営相談課

TEL：025-290-4212（土日祝日を除く 9：00～17：30）

## 当所会報（パワーアップにいがた）の受け取り方法について

～メールでの受け取りをご希望の方は、下記よりお手続きをお願いいたします～

当所で毎月15日に発刊しております会報（パワーアップにいがた）の受け取り方法について、メールでの受け取りをご希望される方は、下記QRかURLからご回答をお願いいたします。

※メールでの受け取りをご希望の場合、折込チラシの「商い情報便」も届きませんのでご注意ください。

※実際に受け取り方法を変更するまでに、手続等に若干お時間を要します（次号の会報発行日に間に合わないこと等がございます）こと、ご了承願います。

受取方法の変更手続きは右記QRか下記URLから

<https://www.niigata-cci.net/formsys/public/form/578>



【お問合せ】 会員サービス課

TEL：025-290-4209（土日祝日を除く 9：00～17：30）

## 商い情報便（会報折り込みチラシ）の封入について

～封入停止をご希望の方は、下記よりお手続きをお願いいたします～

当所では、毎月15日発刊の会報（パワーアップにいがた）にチラシやパンフレットなどを封入するサービス「商い情報便」を展開しておりますが、チラシの量が多く不要との意見も一部から届いております。

つきましては、「商い情報便」の封入停止をご希望される方は、下記QRかURLからご回答をお願いいたします。

※不要・必要の振り分けにつきましては、システムの関係上、手続等に若干お時間を要します（次号の会報発行日に間に合わないこと等がございます）こと、ご了承願います。

封入停止のお手続きは右記QRか下記URLから

<https://www.niigata-cci.net/formsys/public/form/555>



【お問合せ】 会員サービス課

TEL：025-290-4209（土日祝日を除く 9：00～17：30）

### 育児・介護休業法が改正されました。～令和7年4月1日から段階的に施行されます～

- 1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
  - 2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
  - 3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等
- 今回は「**育児休業**」に関する改正点について確認します。

### 子の看護休暇の見直し

[2025(令和7)年4月1日施行]

#### 施行前

##### 名称

子の看護休暇

##### 対象となる子の範囲

小学校就学の始期に達するまで

##### 取得事由

- ① 病気・けが
- ② 予防接種・健康診断

##### 労使協定の締結により除外できる労働者

- ① 週の所定労働日数が2日以下
- ② 引き続き雇用された期間が6か月未満



#### 施行後

##### 名称

子の看護**等**休暇

##### 対象となる子の範囲

小学校**3年生修了**まで

##### 取得事由

- ① 病気・けが
- ② 予防接種・健康診断
- ③ 感染症に伴う学級閉鎖等
- ④ 入園(入学)式、卒園式

##### 労使協定の締結により除外できる労働者

- ① 週の所定労働日数が2日以下
- ※②を撤廃

### 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

[2025(令和7)年4月1日施行]

#### 施行前

3歳未満の子を養育する労働者



#### 施行後

小学校就学前の子を養育する労働者

### 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

[2025(令和7)年4月1日施行]

#### 施行前

<代替措置>

- ① 育児休業に関する制度に準ずる措置
- ② 始業時刻の変更等



#### 施行後

<代替措置>

- ① 育児休業に関する制度に準ずる措置
- ② 始業時刻の変更等
- ③ テレワーク

### 育児のためのテレワーク導入

[2025(令和7)年4月1日施行]

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に**努力義務化**されます。

### 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

[2025(令和7)年4月1日施行]

#### 施行前

従業員数 1,000 人超の企業



#### 施行後

従業員数 300 人超の企業

### 柔軟な働き方を実現するための措置等

[2025(令和7)年10月1日施行]

#### (1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- 事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの「選択して講ずべき措置」の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- 労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- 事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 養育両立支援休暇の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度



フルタイムでの柔軟な働き方

注：②と④は原則時間単位で取得可とする必要があります。

## (2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として、(1)で選択した制度（対象措置）に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例:人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

## 仕事と育児の両立に関する個別の意向徴取・配慮

[2025(令和7)年10月1日施行]

### (1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向徴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
徴取内容	① 勤務時間帯(始業および終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向徴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

### (2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

#### < 具体的な配慮の例 >

- 勤務時間帯、勤務地にかかる配慮
- 両立支援制度等の利用期間等の見直し
- 業務量の調整
- 労働条件の見直し 等

出典:厚生労働省ホームページ「子供・子育て 育児・介護休業法について」

☆詳しい内容については、労務管理の専門家にお聞きください!新潟県社会保険労務士会ホームページ <http://www.sr-niigata.jp/>

## ご紹介ください!おひとり一社



お取引先、関連会社などでご入会いただいていない事業所がございましたら、是非ご紹介くださいますようお願いいたします。ご紹介いただいた事業所が加入した場合、年度を通算した件数に応じて、新潟市・佐渡市共通商品券を贈呈いたします。

年度を通算して、紹介件数1件から4件までは1件につき1,000円  
紹介件数4件を超える分は1件につき2,000円

(※) ご紹介元は会員の方に限らせていただきます。

会員紹介のご連絡は下記 URL か右記 QR から

<https://www.niigata-cci.net/formsys/public/form/265>

【お問合せ】会員サービス課 TEL :025-290-4209 (直通)



# 腸内環境を整える生活習慣

(一社)新潟県労働衛生医学協会  
健康づくり推進部 保健師 宗村 綾香



気温が低く、乾燥しやすい冬の季節は、風邪やインフルエンザなどの感染症が流行します。感染の予防には、基本の手洗いやうがいを行することはもちろん、免疫細胞が集中する腸内環境を整えることが大切です。今回は、腸内環境を整える生活習慣についてお話しします。

## 1 腸内細菌の働きについて

腸は栄養素を消化・吸収する器官であるだけでなく、食物などと一緒に運び込まれた病原体の侵入を防ぐ器官でもあります。人の腸内には、善玉菌、悪玉菌、そのどちらでもない中間の菌の、大きく3つの腸内細菌が存在しており、腸の健康には善玉菌を多く保つことが大切です。善玉菌は悪玉菌の増殖を抑えて腸の活動を活発にし、食中毒菌や病原菌による感染症を予防し、体の免疫機能を高めます。しかし、腸内環境が乱れると、便秘や下痢、炎症性腸疾患、肥満や糖尿病、動脈硬化、アレルギー、うつ病など様々な病気を引き起こすことが分かっています。

## 2 腸内環境を整える生活習慣のポイント

### ① 1日3食バランスの良い食事を心がけましょう

腸を動かす朝食は必ずとり、腸内環境が乱れる原因となる、砂糖、脂肪の多い食品、塩分などをとりすぎないようにしましょう。

### ② 発酵性食物繊維を積極的にとりましょう

善玉菌を増やすためには、菌が好むエサを食事で摂ることが大切です。中でも、腸内細菌に利用されやすいのが発酵性食物繊維です。玄米やごぼうなど茶色いものに多く含まれます。日本人は食物繊維の摂取量が少ないと言われています。玄米、押し麦、小麦全粒粉などの穀類、豆類、野菜（ごぼう、玉ねぎ、ブロッコリーなど）、きのこ、海藻、果物を日々の食事にとり入れましょう。

### ③ ヨーグルトなどは毎日続けてとりましょう

乳酸菌やビフィズス菌を含む、ヨーグルト・納豆・漬物やキムチなどは、外から取り入れても腸に定着しないため、毎日続けてとりましょう。

### ④ ストレスを溜めず十分な睡眠をとる

ストレスや睡眠不足による自律神経の乱れは、腸内環境の乱れを招きます。適度な運動習慣を持つことも、ストレス解消や腸の動きを良くするためおすすめです。

なお、当会では、管理栄養士や保健師による生活習慣に関するセミナーもおこなっています。どうぞお気軽にご連絡ください。

TEL : 025-232-0151  
(新潟県労働衛生医学協会 健康づくり推進部)





大野 萌子／おおの・もえこ

法政大学卒。一般社団法人日本メンタルアップ支援機構（メンタルアップマネージャ資格認定機関）代表理事、公認心理師、産業カウンセラー、2級キャリアコンサルティング技能士。企業内健康管理室カウンセラーとしての長年の現場経験を生かした、人間関係改善に必須のコミュニケーション、ストレスマネジメントなどの分野を得意とする。

## クレーム対応の秘訣

どのような職場であっても、さまざまなトラブルやクレームに見舞われることがあると思います。その対応や処理で心身が疲弊してしまうことも少なくありません。今回は、クレーム被害を最小限に抑える方法をお伝えします。

クレームを訴える行為には、それに伴う感情が必ず存在します。意見、要求などに付随する「怒り」が原動力となることが多いですが、そもそも「怒り」は根本にある1次感情から派生した2次感情です。1次感情は、「悲しい」や「悔しい」などのつらさであったり、「心配」や「不安」といった困り事であったりします。

例えば、家族が約束の時間に連絡してこないという時に「心配になる」のが1次感情で、心配しながら待っていて、やっと連絡があった時に「怒ってしまう」のが2次感情です。本来の心配という感情が、怒りに転じるのです。クレームの際、この表面上に現れる「怒り」を収めようとしがちですが、実は、根底にある「心配した」気持ちを受け取らなければ収まりません。表面上の怒りではなく、奥に潜む本来の感情にアプローチすることが大切です。

そこで必要なのが、1次感情を知ることですが、そのためには、相手に話をしてもらうことが必要です。その際、傾聴スキルが役に立ちます。

基本は、相手に分かるように、はっきりと深くうなずき、言葉で相づちを打つことによって聞く態勢があると示すこと、そして、相手の訴えを言葉で受け止めて、理解したと言葉で伝えることが重要です。単純なことですが、これがとても大切です。

謝罪の言葉や説明も大事ですが、クレームを言ってきた側は、申し出た気持ちや思いをきちんと齟齬なく受け止めてもらうことを望んでいるケースが多く、その気持ちに対しての理解を示すことができれば、安心感と納得感につながります。気持ちが受け止められたかどうか、それ以降の状況に大きな影響を及ぼすので、まずは、相手の気持ちに寄り添う対応に徹してください。

しかし、それでも収まらないことがあるかと思えます。「誠意を見せろ」など、何に対してどのようなことを求めているのか具体的に分からない、無理な要求を強いてくる、また、暴言や暴力により話し合いにならない場合は、脅迫などの違法行為に当たります。警察への通報を速やかに行うことも含め、毅然とした態度で対応することも必要です。

### 日本商工会議所 早期景気観測 調査結果のポイント LOBO 調査 2025年1月結果

**業況DIは、感染症拡大と燃油コスト増で3か月ぶり悪化。先行きは、世界情勢への不安と消費停滞で慎重な見方。**

・ **全産業合計の業況DIは、▲15.4（前月比▲1.0ポイント）**

- サービス業は、感染症の拡大により、飲食・宿泊業で伸び悩みが見られ、悪化した。小売業は、初売り需要等により百貨店では好調な一方、消費者の節約志向が根強く、ほぼ横ばいにとどまった。製造業・卸売業は、気温低下から冬物飲食料品や繊維製品の需要が増加したものの、機械器具関係が振るわず、停滞した。また、建設業は民間工事・公共工事ともに伸び悩みが見られ、足踏み状態となった。
- コスト増が続く中、円安基調、政府の燃料油価格激変緩和補助金の縮小等、さらなる負担増加が続いている。度重なるコスト増に見合う価格転嫁が追い付かない中、深刻な人手不足も続いており、中小企業の業況は、3か月ぶりに悪化となった。

・ **先行き見通しDIは、▲16.4（今月比▲1.0ポイント）**

- 新年度への準備等で個人消費拡大が見込まれる一方、長引く物価高による消費マインドの低迷が懸念される。また、第2次トランプ政権の発足による世界情勢の動向を不安視する声が業種を問わず聞かれた。
- 旺盛なインバウンド需要が続く中、中国の春節等でのさらなる期待が見られるものの、国内消費は停滞感が底堅く、先行きは慎重な見方となっている。

詳細は、日商HP (<https://cci-lobo.jcci.or.jp/>) を参照。